

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間取りまとめへの意見

2007年8月10日

(社)日本経済団体連合会

情報通信委員会 通信・放送政策部会

1. 日本経団連としての基本的立場

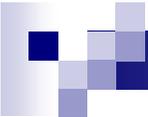
1. 企業ユーザーの視点



- (1) 情報通信サービス、放送サービスの需要者としての立場
「多様なサービスを低廉な価格で享受できるように」
- (2) 情報を直接発信するコンテンツ供給者としての立場
「技術の進展により、企業が自由に情報発信できるように」
- (3) 情報通信産業の国際競争力強化
「通信・放送融合による新たな市場等が創造できるように」

2. 日本経団連・情報通信委員会における通信・放送融合法制の検討

- ・ 2007年2月経団連・情報通信委員会にて「IP時代における通信・放送政策のあり方(中間取りまとめ)」策定。
- ・ 同中間取りまとめを踏まえ、年内目途に、新たな通信・放送融合法制のあり方を企業ユーザーの立場・情報通信産業の国際競争力強化の観点から取りまとめ予定。



2. 通信・放送法制の再設計にあたって

1. 情報通信産業の発展や国際競争力強化を前提とした、イノベーションの促進

- ・ 規制の多い現行法制を単に縦から横に組み換えるのではなく、通信・放送の融合・連携の実現にとってボトルネックになっている事項を明らかにし、それを解決することに留意すべき。

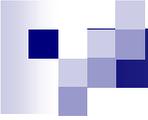
例) ブロードバンドは、地域、国境を越えて映像配信を可能とする手段である。そのように資源制約のないブロードバンドにより、コンテンツのマルチキャスト配信のような事業を行うことに対しては、電波等の資源制約に起因する規制とは切り離し、県域免許制度の対象とならないことを制度的に担保し、この分野への新規参入を促進すべき。

2. 規制は必要最小限とし、現状以上の規制強化・拡大は不適當

- ・ 規制は公正競争確保のための必要最小限とすべき。
- ・ 現状以上に規制をかけないことに前提に、自由競争の結果として独占が生じた場合には、独禁法等の事後規制によって対処する一方、市場の特性・構造のために競争が生じない場合には、最小限の事前規制によってボトルネック性に対処することを基本とすべき。

3. 言葉の定義の明確化

- ・ 「社会的影響力」、「特別メディア」、「一般メディア」、「公然通信」、「プラットフォーム」等、国民にとってわかりやすいように定義し、示すべき。



3. 新たな法体系のあり方

1. 現行の事業やメディア毎の法制度を統合し、ネットワークは通信・放送共通の枠組みとし、コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねる形とすべき

- ・ 中間取りまとめの指摘する、レイヤー構造への転換は基本的方向性としては妥当。
- ・ しかし、現行の「縦割り規律」を、レイヤー別の「横割り規律」にすることが目的ではないことに十分留意する必要がある。
- ・ レイヤー別の法体系へ転換を図る際には、現行の各法律の保護法益や規制の根拠を吟味し、転換によって規制の範囲が拡大することがないようにすべき。

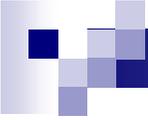
4. コンテンツ規律のあり方

1. コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねる

- ・ 新たな法制度において、コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。
- ・ ネットワーク上での表現の自由を最大限に保障するため、直接的な規制対象として、一般的なコンテンツの編集・発信主体としての個人や企業を想定するものではない旨及び、コンテンツ(表現・内容)自体に対する規制ではない旨を明確にすべき。⇒情報通信法は事業法か？
- ・ 「メディアサービス」のコンテンツについて、現在行われているような最小限の規制は必要であるが、中間取りまとめでは、規制の根拠としての「社会的影響力」の定義や、どのようなメディアやコンテンツが規制対象になるのかが曖昧であり、恣意的な規制となる懸念がある。

2. 規制根拠としての「社会的影響力」の曖昧性・不適當性

- ・ 「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は適當ではない。
- ・ 現在、放送が他のメディアと異なり、一定の規制を受ける根拠は、「社会的影響力」そのものではなく、「社会的影響力」と一体としての「有限資源である電波利用に起因する公共性」及び、それに伴うプレーヤーの限定性である。⇒ボトルネックの存在
- ・ 有限性を持たないインターネット上のコンテンツ配信等について、社会的影響力のみを根拠とした規制を課すことは適當でない。
- ・ 社会的影響力の強い新聞等の他のメディアが規制されていないこととも整合性がとれない。また、新聞社等が運営するサイトが新たに規制の対象となるのかも不明。



5. プラットフォーム規律のあり方

1. プラットフォームに対する事前規制の導入は不適當

- ・ 中間取りまとめはプラットフォームに対する新たな規制を検討しているが、プラットフォームの定義及び規制の必要の不明確性、プラットフォームサービスが置かれている激しい競争環境、事業者による新たなサービス展開においてプラットフォーム機能が果たす役割等の理由から懸念があることから、事前規制の導入は時期尚早。
- ・ プラットフォームについては、規制を第一に考えるのではなく、新しい多様なプラットフォームが出現・成長し、情報通信産業の国際競争力強化や技術革新によるユーザーの利便性向上が実現するような環境を整備することを重視すべき。
- ・ 仮にプラットフォームの独占性・寡占性による問題が生じる場合には、第一には独禁法により対処すべきであり、これにより対処できないこと(ボトルネック性)が明らかになった場合に、事前規制の必要性を検討すればよい。

6. 新たな行政組織のあり方

1. 国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置

- ・ 中間取りまとめでは、法体系のあり方について論じているが、執行する側の行政組織のあり方についても平行的に議論すべき。
- ・ マーケット重視、事業展開を促進する法体系を標榜する以上は、現在、産業振興、競争政策、規制、コンテンツ政策などが複数の官庁に跨り、取り扱われてる現状を抜本的に見直す必要がある。
- ・ 具体的には、来るIP時代を見据え、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置を検討すべき。(例：英国のOfcom)
- ・ 本規制機関は、事業者、産業振興部門から独立した中立的な立場から、通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、周波数配分などを担当すべき。